

事業主 殿

平成 30 年度 第 1 回 安全管理者選任時研修のご案内

本研修は労働安全衛生規則第 5 条第 1 号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める研修であります。安全管理者の資格条件として、従来の実務経験に加え、安全管理者選任時研修を修了することが義務付けられました。(平成 18 年 10 月 1 日施行)

つきましては、下記のとおり研修を開催いたしますので、受講されるようご案内申し上げます。

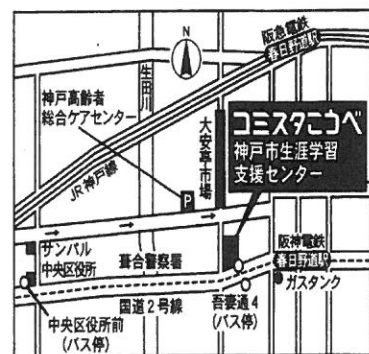
記

- 1 対象者 新たに安全管理者の職務に就く者
- 2 日時 平成 30 年 4 月 11 日 (水) 8:50~19:30 (受付 8:30 から)
- 3 場所 コミスタこうべ 201 号室 (神戸市中央区吾妻通 4-1-6)
- 4 研修内容 (時間割は講師の都合等により変更することがあります。)

時間	研修科目	時間
08:50~09:00	オリエンテーション	
09:00~12:15	安全管理	3 時間
12:15~13:00	昼休憩	
13:00~14:30	安全教育	1.5 時間
14:35~16:05	関係法令	1.5 時間
16:10~19:30	事業所における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が行う一連の自主的活動 (危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む。)	3 時間

会場案内図

JR 三宮駅東へ徒歩 15 分
阪神電車「春日野道駅」西へ徒歩 5 分



5 定員 40 名 (定員になり次第締め切ります。)

6 受講料

会員 15,012 円 (消費税込み) <内訳: 受講料 12,500 円、テキスト代 1,400 円>

非会員 17,172 円 (消費税込み) <内訳: 受講料 14,500 円、テキスト代 1,400 円>

※ 一旦納入された受講料は返還致しません。なお、受講できない場合・受講者を変更する場合は 5 日前までに連絡して下さい。

7 受講申込

- (1) 平成 30 年 4 月 4 日 (水) までに所定の「特別教育等受講申込書」に必要事項を記入の上、受講料を添えて、神戸西労働基準協会 (神戸市兵庫区水木通 7-1-18 メラード大開北館) まで申し込んで下さい。郵送の場合の受講料については、口座振込 (三井住友銀行長田支店普通預金口座 3344946 神戸西労働基準協会) をご利用下さい。但し、振込手数料はご負担願います。
- (2) 受講票は、郵送での申し込みの場合、当日会場でお渡ししますが、82 円切手貼付した返信用封筒があれば、事前に郵送します。
- (3) 所定の申込用紙はホームページからダウンロードできます。また、神戸西労働基準協会でお渡しするほか、会員事業場の方には、電話によりお送りします。但し、申込書をお渡しした場合でも定員になった場合は受付しないことがあります。

8 その他

- (1) 受講当日の遅刻又は早退は無効とします。(時間厳守)
- (2) 会場には駐車場がないため、公共交通機関をご利用下さい。(自転車、単車も不可)
- (3) 受講者は受講票を受付に提出して下さい。
- (4) 受講者は筆記用具を必ず持参して下さい。
- (5) 昼食は各自ご持参願います。(昼休憩が短いことにご留意願います。)
- (6) この研修を修了した方には「安全管理者選任時研修修了証」を交付します。(受講当日は印鑑をご持参下さい。)
- (7) 会場での携帯電話はご遠慮願います。
- (8) 関係法令を遵守し個人情報、この研修に関する事務以外は使用致しません。
- (9) この研修でのお問い合わせは、神戸西労働基準協会 (TEL: 078-577-5639) へお願いします。

※ 安全管理者を選任すべき事業場 (労働安全衛生法施行令第 3 条)

下記に掲げる業種で常時 50 人以上の労働者を使用する事業場

1	林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
2	製造業 (物の加工業含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業